

令和4年12月27日
総務企画局人事部人事課

職員の処分について

本日、次のとおり懲戒処分を行いましたので、公表いたします。

1 職員の違反建築物の所有及び指導に対する不適切な対応

(1) 職 員 城南区 課長 (50代)

(2) 処分の内容 減給 (1/10) 1月

(3) 処分事由

当該職員は、自宅建物について、建築基準法などに違反する増築を行い、そのことについて住宅都市局から指導を受けたにもかかわらず、不適切な対応を行ったもの。

【問い合わせ先】

人事課長 吉村

人事第2係長 三坂

電話：711-4121 (内線1351)